

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区両国一丁目1番7号

氏 名 渡辺林産工業株式会社

代表取締役 白渡卓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年 月 日 令和 3年 3月22日

許可の有効期限 令和 8年 3月21日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破砕（移動式））、中間処理（破砕）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破砕（移動式））

①木くず（以上1種類）

中間処理（破砕）

①木くず（以上1種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破砕（移動式））の設置場所

前橋市及び高崎市の区域を除く群馬県内一円（産業廃棄物の発生現場に限る。）（

駐機場所：群馬県沼田市戸神町字吉田866番2）

イ 中間処理施設（破砕（移動式））の設置年月日

平成13年 3月22日

中間処理施設（破砕（移動式））の許可年月日及び許可番号

平成13年 4月27日 届出

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破砕（移動式）

産業廃棄物の種類及び能力

木くず [200t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

移動式のためなし

(2) ア 中間処理施設 (破碎) の設置場所

群馬県沼田市戸神町字吉田866番2、866番6、866番4、869番5及び
874番6

イ 中間処理施設 (破碎) の設置年月日

平成20年 6月18日

中間処理施設 (破碎) の許可年月日及び許可番号

平成20年 3月 3日 群馬県第311-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

木くず [50 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県沼田市戸神町字吉田866番2、866番6、866番4、869番5及び
874番6

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 84㎡ 保管容量 147m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成13年 3月22日 新規許可

平成18年 3月22日 更新許可

平成20年 9月17日 変更許可

平成23年 3月22日 更新許可

平成28年 3月22日 更新許可

令和 3年 3月22日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・**無**